

## 平成30年 年末の交通事故防止府民運動

### ～運動の目的～

広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。

### ～スローガン～

『 年の瀬は ゆとりとマナーで 事故防止 』

### ～実施期間～

平成30年12月1日(土)～12月20日(木)までの20日間

### ～運動重点～

- 高齢者の交通事故防止
- 二輪車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

<京都府交通対策協議会発行『平成30年 年末の交通事故防止府民運動実施要綱』抜粋>